

幕藩制の揺らぎと長崎

松尾, 晋一
長崎県立大学

<https://doi.org/10.15017/4403305>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 63, pp.43-71, 2020-03-30. Manuscript Library, Historical Records Section, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

幕藩制の揺らぎと長崎

松 尾 晋 一

はじめに

文久年間には、幕政改革、将軍家茂の上洛、そしてその直後に攘夷決行、薩英戦争、下関戦争が起こり、まさしく激動の時代であった。⁽¹⁾幕末政治史を考えるうえでも極めて重要な年で、朝幕関係、幕藩関係、そして対外関係にも変化がみられた。こうした時期を対象とした幕藩権力の解体や中央政局の混乱への地方の対応といった視点からの研究としては、近年の町田明弘「文久三年中央政局における薩摩藩の動向について」、⁽²⁾伊藤昭弘「文久三年の佐賀藩」⁽⁴⁾などまで、雄藩の動向に注目した多くの蓄積がある。その一方で、地方都市を対象とする分析、つまり地方社会への影響に注目した研究は少ない。⁽⁵⁾いまだ、事例を積み上げていく段階にあると言える。こうした状況と理解したうえで、本稿では長崎を対象とする。

従来の当該期の長崎研究は、貿易が注目された。例えば島津家は薩英戦争で「西欧の科学技術・諸制度を導入する必要性を改めて痛感し」、イギリスとの和解後、「グラバー商会などを通じて蒸気船や武器を輸入する」。そして「イギリスに使節団・留学生を派遣し、イギリス人技師を招いて紡績業を起こしたりした」。⁽⁶⁾つまり島津家は、薩英戦争をきっかけにイギリスと近づき、近代化を進めたが、これにより島津家にとって長崎が重要な商いの場となっ

たのである。また、「一八六三年に入る頃から横浜では幕府の取締りが厳しくなったので、船舶取引は長崎へと集中していくことになる」との評価もあり、取引商品の变化などといった経済的变化が注目された。⁽⁷⁾

本稿はこれと一線を画して、中央政局の変化や緊張の高まる対外関係が長崎の町にどう影響したのか、この点を解明する。まず、奉勅攘夷、日英関係の緊張が朝幕関係にも変化をもたらしたが、これが長崎の町人にどう影響をしたのか確認する。つぎに長崎奉行と諸大名の動向を確認し、最後に攘夷決行、薩英戦争後の長崎統治体制再構築⁽⁸⁾の意義を読み解き、日本の変化と長崎の変化との相関関係を考えていく。

第1章 朝幕・幕藩関係の変化と長崎

(1) 攘夷・日英関係悪化と幕藩関係

将軍家茂は上洛した後、文久三（一八六三）年三月四日に参内した。この時、孝明天皇から勅書を受け、征夷大將軍の委任が確認された。これに加え、事柄によっては朝廷から諸藩（大名）に沙汰をすることが伝えられた。本論との関係では、これ以前の正月二十七日に大村家は、伝奏坊城俊克から藩主大村忠熙の上京と長崎市中などの防衛⁽⁹⁾に関して指示を受けていた。

朝廷が開港場である長崎に関心を持っていたことがここから知れるが、前年一二月五日の幕府による奉勅攘夷の受け入れが大きい。長崎の場合、寛永一八（一六四一）年以降福岡の黒田家と佐賀の鍋島家が隔年で港の警備を担った。幕府が攘夷を受け入れた後、文久三年正月廿四日に黒田斉博・鍋島閑叟は、江戸でつぎの書付を幕府へ差し出した。⁽¹⁰⁾

旧臘以 勅使攘夷之儀、既ニ御請も被為在候趣奉拜承候、就而は何時夷狄致襲来哉も難計、長崎表之儀、外夷

御引請之要港ニ而、御番方御備向之儀、以前々両家蒙御委任罷在、此節猶又御嚴備無之而は不相濟、甚以懸念、不安寢食次第御座候、惣而彼地御備向御模様替之儀ニ付而は、両家存寄之次第は、幾往も申上置候得共、更ニ御下知無之、甚以遺憾至極奉存候、勿論彼表之儀は、御当地と致遠隔候場所柄、彼は御手数も相懸候故之儀ニも可有御座哉ニ候得とも、当今之時勢、片時も打追被閣候而は、御国威ニも相拘実以不容易次第第二御座候、依之甚差越候儀ニ候得とも、彼地御模様替之儀、一切両家へ御委任引請相整候様被仰付被下度奉願候、於然ハ、御備向十分相整、何時不慮之異変致出来候共、防禦筋屹度行届、御国威嚴然相輝、御安心被為在候様可仕奉存候、當時別而御用繫之御半、前件御面働之儀申上候段、恐入儀ニ候得共、御備向之儀は兼而請持之儀ニ而、不私筋合時勢難黙止、不顧前後申断奉願候、其通御聞濟於被成下は、御入用筋其外委細之儀、得と取調申上候様可仕儀ニ御座候、以上、

月日

御連名

長崎奉行に対して「幾往も申上置候得共、更ニ御下知無之、甚以遺憾至極奉存候」、そして「当今之時勢、片時も打追被閣候而は、御国威ニも相拘実以不容易次第第二御座候」と、二人は不満と課題を幕府に突き付けている。この課題解決のためにも、二人は「一切両家へ御委任」いただきたいと幕府に願ひ出たのである。

その後、イギリスの軍艦が横浜に来航し、軍事衝突の可能性が高まった二月二八日にまた兩名で政事総裁職松平春嶽へ再び書付を送っている。⁽¹⁾

此度英吉利渡来、都合ニ依候而は速ニ兵端を開候哉も難計、仍而藩屏之任有之向は、夫々防禦方可有之旨被相達候、然処、両家之儀は改而不及申上候得共、二百年來長崎表御番方相勤、蕃夷鎮庄之任ニ御座候処、是迄之通事々奉行得差図取計候様之儀ニ而ハ、何分応変之処置行届不申、依之以來御備向防禦之儀は、皆以両家へ十分御委任被仰付、見込通諸事取計、追而申上候様被仰付被下度奉存候、前断不容易折柄、御場番方防禦筋之儀、

片時も難閣筋合二付、右之通奉願儀ニ御座候間、何卒願通被仰付被下度奉願候、以上、

御連名

右之末御附紙

書面之趣臨機之儀は、両家申合伺ニ不及可取計候、尤差懸不申儀は、大久保豊後守へ可被談候事、

吉岡誠也氏が、このあたりのことを詳しく分析している。⁽¹²⁾慶安元（一六四八）年以降、長崎に異国船が来航した場合の兵力動員は長崎奉行の指揮下にあったのに、軍事衝突が現実味を増して不測の事態に備え、軍役を担う大名家が即応性のあるシステムへの移行を再び幕府へ願ったことの意味は注意すべきであろう。すなわち、この段階においても、大名家側は長崎警備を幕藩関係での役として捉えていたわけで、既存の体制を変えることもその関係での合意が必要と考えていたのである。

今回の場合は「御附紙」にあるように、緊急の場合は長崎奉行に問い合わせなくてもよいと、幕府は回答した。一月足らずで幕府は黒田斉博・鍋島閑叟の申し出を一部受け入れたわけで、想定すべき状況に変化があったことがわかる。

イギリス外務大臣ラッセルの訓令がニール代理公使のもとに届き、二月一九日幕府に対して謝罪と賠償金一〇万ポンドを要求した。また同時に島津家へは犯罪人の死刑、および二万五千ポンドの賠償金を要求した。幕府が支払いの延期や拒否をイギリスに伝えたことで戦争への機運が高まったのである。これこそが、幕府、長崎奉行、軍役を担う大名家の関係に変化をもたらしたのであった。

これまでの研究で注目されてこなかったのが、この変化への長崎奉行大久保忠恕の反応である。実は、長崎奉行の退役を彼は考えていたようである。

大久保豊後守^(忠恕)

長崎御警衛向之儀者勿論諸之事共二百年來奉行へ御任、御渡ニ相成候御黒印・御下知状之趣を以取扱來候処、今般松平美濃守・松平閑叟ふ、奉行差図を請候得者心變所置行届不申、以來之以両家へ十分御委任被 仰付候、都而見込之通取計申度申立候、尤御下知之趣ニ御座候得者、其俣早速私不行届、其任ニ不相叶候、以両家右様不服相成候事ニ而、此上兩地之所置可仕様も無之、(二カ)三百年來被立置候御規則、私在勤之至御廢絶之姿ニ而、則奉汚廟堂候段重々奉恐入候儀ニ付、速ニ御役御免被仰付候様仕度、此段奉願上候、以上、

亥三月

両家分申立之書面ニ御下ケ紙

書面之趣臨機之儀、両家申合不及同一被取計候、尤差懸不申儀は、大久保豊後守(忠恕)へ可被談候事、

これは島原松平家の藩日記(国元)に記録されているが、同様のものが鍋島家の「文久三亥年内密書附并聞合書等 式冊之内御仕組所」(14)にある。ここには貼紙が付いていて、「此書付弥被差越候哉差分兼候得共、手ニ入候俣差上申候」と書かれている。「考えていたようである」と表現したのは、これに因る。複数の大名家の記録に残った事実からすると、作成された可能性は高いが、これに対する幕府からの回答がなく、鍋島家の記録に残るように提出されたのか不明と言わざるを得ない。だがここで注目したいのは、大久保忠恕が既存の幕藩関係の変化を自分自身の「不行届」ととらえている点であり、役を免じてもらいたいと考えたことは恐らく事実であろう。長崎における幕藩関係での長崎奉行の立ち位置、これを就任者自身も整理できなかった瞬間があったと考えたい。

しかし、大久保忠恕、自分の身の処し方を考える、あるいは幕府に問う余裕などこの時期にはなかったと思われる。

(2) 日英戦争の可能性と長崎

先に述べたように、イギリス側から幕府に要求を伝えられたのは二月一九日だった。この時、將軍家茂は江戸を

離れ京都にいた。これが京都にいつ伝わったのか不明であるものの、二月二七日に京都所司代牧野忠恭は、イギリスの三ヶ条の要求は決して受け入れられるものではなく、兵端を開く可能性があると諸大名へ伝えている。京都に滞在していた鍋島直正は家臣の中野数馬を長崎警備のために帰国させ、同月晦日に予定していた参内の断りを武家伝奏へ伝え、帰国を願い出て京都を離れた。⁽¹⁵⁾

イギリスの要求は受け入れられず戦争になる可能性があることを伝えた政事総裁職松平春嶽の知らせは、三月一五日長崎奉行所に届き、これが九州諸大名へ伝えられた。⁽¹⁶⁾

昨戊八月、島津三郎儀江戸出立之節、於生麥英吉利人兩人（中略）打果候二付、同国ヨリ此度横濱港へ軍艦差向ケ、三ヶ条（三ヶ条ノ事柄ハ前二註記ス）申立候、右ハ難聞届筋二付、此旨及応接候間、速ニ戦争可相成モ名難計候間、此段為心得相達候、

右之通、松平春嶽殿ヨリ被仰下候二付、此段相達候、尤モ右二付、廉々急便ヲ以テ相伺置候儀モ有之候間、猶相達ニテ可有之候、

三月十五日

幕府にとってイギリスからの要求は聞き入れられないもので、イギリスとの戦争を現実的に想定した緊迫した状況がこれから伝わってくる。これを受けて、例えば大村家は長崎奉行の指示のもと長崎港の外に位置する福田浦に備えていた大砲を浦上（長崎に隣接する大村家領）に移動させ、状況に応じて長崎に向く準備をした。⁽¹⁷⁾ 長崎には居留地があり、軍艦も長崎港内に停泊していたので、こうした長崎港内に重点を置いた軍備強化が試みられたのである。

しかし鍋島家には幕府から長崎奉行への知らせよりも早く国元にこの知らせが届き、三月五日には長崎港外に位置する伊王島への派兵を命じている。⁽¹⁸⁾ 従って長崎においては、三月上旬からイギリス船の来航を警戒した警備強化

が試みられていたことになるものの、幕府の指揮系統に沿った強化の動きでもなく、大名家レベルの足並みが微妙に不揃いな状態であった。

第2章 幕藩権力と町の統制

(1) 日英関係の緊張の高まりと長崎奉行大久保忠恕

日本社会に日英関係の緊張が高まるなかで長崎の警備の充実がはかられた。そのなかで長崎奉行大久保忠恕は三月十八日付で、「此度神奈川表江英国軍艦渡来不容易形勢二付、当地支配向後市中家族共迫立退糺方取扱懸り申付候、早々取調可被申聞候⁽¹⁹⁾」と有事における町人の避難策を検討するように代官高木作右衛門へ指示した⁽²⁰⁾。

これに應えるかたちでまとめられた策が、つぎのものである⁽²¹⁾。

私支配家族并郷中之もの共立退方儀申上候書付

神奈川表江英国軍艦渡来ニ付品々風説有之不隠様子ニ候、当地非常之節御船船頭役并水主御用物御武具蔵預瀬崎御米蔵預同番家族中近国へ為立退候知音之もの無御座候間大村へ為立退、同所ニ而扶助請候様被仰付、兼而御奉行所御印鑑被下置度旨願出候ニ付組々之振合ニ被仰付候様、此度則人数書差出申候、

一 郷中之もの共知音之もの方江立退先無御座もの共長崎村ハ村内木場郷、浦上村山里者同家野郷、同村測者同寺野郷并戸町村波ノ平、大浦者同村上郷江立退、百姓家へ加注手挟之分ハ仮小屋等補理差置、粮米之儀者銘々折合之雜穀を以為相請、持合無之もの共へ者村役人共手当いたせ候積候得共、自然不行足節者御蔵米為御買之儀相願候心得ニ罷在候段申上候間、粮米為御買之儀者劃別も有之非常差掛り候儀ニ付、申上石数見計出方仕、追而代銀付立候可仕度候、

右御調御趣申上候、以上、

亥三月 廿七日掛り小杉右藤次江差出（朱書）

高木作右衛門

これによると非常時に持ち場を護る一方で、家族は近国へ立ち退かせる案である。それによると身寄りのないものたちは大村へ立ち退かせたいが、避難するものたちの扶助に関して長崎奉行所から「御印鑑」、つまり長崎奉行からの指示を直に下してもらいたいと願っている。長崎奉行から大村家へ避難民の受け入れを要請して欲しいというのである。

そして長崎代官所支配のもので立退き先がない場合、長崎村のものは村内木場郷へ、浦上村山里のものは同家野郷へ、同村淵村のものは寺野郷、そして戸町村波ノ平、大浦のものは同村上郷へ避難させる。そして受け入れ先の百姓家が手狭の場合は仮小屋を建て、食料の確保や不足の場合村役人が負担し、それでも都合がつかない場合は御蔵米を買い取る段取りなのである。

文化五（一八〇八）年フェートン号来航後、長崎市中については非常時における被支配者層の避難場所を定めた。⁽²²⁾この時長崎代官支配地の避難場所は決められてなかったもので、今回の場合は、市中だけではなく近郊も含めた新たな取り組みといえる。日英関係の緊張の高まりから長崎奉行所の保護機能が充実していったのである。

長崎奉行が大村家へ伝えた考え、そしてそれに応じた大村家の動きをつぎの史料から確認してみたい。⁽²³⁾

十九日長崎奉行大久保豊後ヨリ在崎聞役へ談示^(三)

神奈川へ英国軍艦渡来不容易形勢にて何時如何様の儀出来候程も難計、市中人心致動揺災害二逢候儀不便之事二付、萬一之節雨露二晒され候とも飢渴さえ凌候得者致方なく候間領内へ引取呉候様、尤人民扶助米壹萬石兼而奉行所へ囲ひ有之、其不足ハ筑前・佐嘉江も相談可遣との儀ゆへ人命にも拘ハリ候儀難黙止、即刻請合城下町人家ハ不及申三浦より四ヶ浦へ代官を出し點検せしめ、人別割を以旅宿を定め、城下上陸場へ差配

人を差出置、夫々へ為落着懇に可取扱旨申諭す、老若男女追々渡海し来る者ハ夫々に嚮導す、

まず長崎奉行大久保忠恕は先が読めない状況だと大村家に伝えていて、市中の人心が動揺し災害に遭って不便だとの認識を持ち、万一の事態で雨露にさらされても飢渴さえ凌げればよいから大村家領内で引き取ってもらいたいと、人命第一に判断していたことが理解できる。そのため、おそらく瀬崎の米蔵からだと思うが、壱万石を扶助米として提供する。そして不足分の確保のために黒田家・鍋島家へ相談することも伝えていた。実際両家と長崎奉行所がどういった協議をしたのか確認できないが、考えられることはすべて手を尽くすといった長崎奉行大久保忠恕の意思が伝わる。

これに応えるように、大村家は城下の町人家の確保のほか、代官を派遣して浦も点検して、人別割をして旅宿を定めていった。

こうして長崎奉行は避難経路、避難場所、そして食料の確保に努めたが、これだけではなかった。長崎奉行はイギリス船が神奈川へ渡来したことを非常時ととらえ、支配向に対して手当を歩割にして一〇カ年で返納させる拝借金を地役人に支給することにした。⁽²⁴⁾ つぎの史料からは、長崎奉行所から町年寄を通じてこれが講じられていたのを確認することができる。⁽²⁵⁾

一 薬師寺久左衛門分左之通書付 壱通徳見江相渡し候、御用所御備懸り并御用人中江御礼巨智部・徳見罷出候事、当節非常之場合ニも可到哉二付、家族共立退方其外追々申渡候二付而ハ入費も不少儀ニ可有之、万一其機ニ臨ミ武備之手当等不行届候而ハ無詮儀ニも候間、此節地役人一同江受用銀前後可致遣候間、受用高勘弁致し、品々可申聞旨被仰渡候二付而ハ、近年別而米穀其外都而高価ニ相成、此節ニ到候而ハ、何連も必到者困窮罷在兼而非常用意等不行届二付、受用銀目当左之割合通拝借被仰付候、然上ハ立退方ハ勿論、武備等之手当迄も行届候様精々相心懸、尤返納之儀ハ平穩ニ相成候上御沙汰次第一時返納ニも可致

心得ニ罷在、向後一際節儉相用御奉公第一可被心懸候事、

一 受用銀拾貫目已上 七歩通

一 同九貫目〆三貫目迄 八歩通

一 同式貫九百目已下 九歩通

一 同五百目已下 皆済

右之通申渡候ニ付而ハ、御役所へ壹枚〆壹人ツ、為御礼可被罷出候、

亥四月十四日

家族の立退きには費用が懸かる。また、万一の場合に武備の費用など不十分であればどうしようもないとして、役に対して支給されていた受用銀に基準を定めて貸与したのである。こうした取り組みがなされたことにこそ注目すべきで、危機を何度も経験した長崎だから先例以上のシステムが考案されたと評価したい。

なお、翌年三月、つぎのような書付が長崎奉行所から支配向に出されている。⁽²⁶⁾

支配向江

去春神奈川港江英国軍艦數艘渡来、既ニ非常ニも可相成場合ニ付手当として受用銀歩割を以地役人一同江拜借金申付置候分、当子年より十ヶ年ニ割合返納可致候様支配之者江可申渡候、

子三月十七日

(2) 長崎奉行が想定した以上の市中混乱

では、なぜこうしたシステムを長崎奉行大久保忠恕は提案したのであろうか。例えば、神代鍋島家の「日記」三月廿二日条に、前日付け圓城寺昇から深江庄左衛門宛書状が写されていて、それをみると、「長崎表之儀、御備向

段々被人御念候旨ニ而、昨日今日懸り数百人之出張ニ而、実ニ不穩折からニ御座候条、尚又神速之御仕与不能申述候」とある。翌日には、「御船帰着ニ而、今度異変一条ニ付佐嘉表大騒動ニ而、数百人長崎出張為有之由申来候事」とあるから、前日の園城寺の知らせが佐賀からであったことが知られ、長崎への派兵を決めた鍋島家の動揺が相当だったことも確認できる。同日記の四月朔日条には、「長崎表之騒動一件取り、風説ニ而、実否聡と不差分」とあって、鍋島家の動揺は情報の錯綜が要因であった。

このように派兵側もあわただしく動いていたが、派兵先の情報も「長崎大騒動之由被相聞候事」といった具合に入っていた。⁽²⁸⁾この「大騒動」と記されている様子は、島津家に知らされた長崎の状況から知れる。⁽²⁹⁾

二六四 長崎ノ形成報告

四月二日長崎報知着覽、日、攘夷鎖港決定セラレ、不日発布アルヘシトノ趣、外国人共ニモ洩レ聞キ、或ハ幕府ヨリ内達ノ旨アリシ由ニテ、神奈河・長崎イツレモ商法ヲ停止シ、随テ内外人共ニ、恟々トシテ戦争近キニアリト、資財ヲ片付ケ避逃ノ準備ヲナシ、布令ヲ待ツノ形況ナリ、斯クノ如クナルニ依リ、幕府ヨリ和蘭人へ汽船購求代弁償ノ為メ、銅五十余萬斤長崎会所ニ貯ヘ在リシヲ、本藩琉球通寶鑄造用ニ悉皆買取ラレ、不日廻漕ノ旨告ケ来レリ、斯ノ如ク切迫ノ形況ナルカ故、必ス開戦ノ時機ナラント云⁽³⁰⁾〔鑄錢局日記〕

四月二日鹿兒島に着いた情報の記録から考えると、三月の長崎の状況をこれから知れる。これによると長崎では外国船、そして長崎奉行への幕府からの内達で状況を知れたことがまず確認できる。そして、神奈川・長崎での商取引が停止している状況が確認できる。商取引ができないほどの緊迫した状況が、神奈川同様に長崎にもあったことが指摘でき、日本人も、そして長崎滞在の外国人も、開戦が近いと資材を片付け逃避の準備に取り掛かるほどの切迫した様子もこれから知れる。「必ス開戦ノ時機ナシラント云」と、この情報を伝えた人物が判断したのも当然と言えよう。

同様の知らせは深堀詰下目付・郡目付から佐賀へも伝えられていて、日付不明だが「追々御奉行所々諸手江厳重之御達相成候振合等承候而々段々人氣騒立候模様にて、商売向、其外銀・米取引筋等自然と勝手にて引メ、其内二者立退之仕廻方等いたし心有之候由」とある。⁽³⁰⁾

島津家にはつぎのような知らせも伝わった。⁽³¹⁾

長崎在勤中原猶介四月三日ヲ以テ政庁へ報告

前文略ス、当港在留ノ外国人、攘掃拒絶ノ勅諭、幕府奉命各藩へ令シ、手当頼ナル旨夷人共伝承致シ、残ラズ支那地マテ曳取リノ心得ニテ、追々船都合ヲ以テ、商品又ハ荷物積送り、或ハ商法取引…混雑一方ナラス、稲佐製鉄所雇入ノ夷人ハ、幕府ヨリ内達…帰国致シ候者モ有之、残り居候者ハ荷物取片付船ニ積込、夜分ニハ自国軍艦へ致宿泊候、軍艦ハ各国共昼夜蒸籠ニ火ヲ入レ、大砲ニハ装薬致シ、直ニ放発ノ手順モ致居候位ノ物騒ニ成立申候、殊ニ近頃浪人体ノ者多数入り来リ、或ハ長・土人モ其中ニ交リ居、攘夷ノ手初ヲナサント唱居候モ有之、夫故奉行ニハ甚痛心致サレ候得共、手ニ及ヒ兼、却テ暴徒ノ勢強ク、実ニ幕威ノ衰タルコト意外ニ御座候、外国人モ其趣承知シ、両三日此方日々各国ノ軍艦入港、只今碇泊ハ英ノ軍艦二艘、佛国二艘、和蘭一艘、米国二艘皆ブレカットニテ、日々操練怠ナク、今朝ハ魯国大軍艦二艘入津、各国軍艦ヨリ祝砲十二発ツ、一時ハ山岳モ崩ル、カ如ク、当港中暫時烟霧ニテ御座候、夫ヨリ魯艦ハ放発操練ヲナシ、一人モ上陸ハ不致何カ疑ヲ懐キタル様子ニ見受ラレ申候、将又先日ヨリ市中ハ皆空家同前ニテ、商法モ一切止メ、老幼婦女ハ近村へ避ケ去リ、男子ノミ家ニアリテ、スワト云バ、直ニ立チ退キノ手当致居候、其上米穀払底、上下大ニ困窮罷在、売米ハ一切無之、夫故、土人ハ島原又ハ諫早・佐賀等へ立去リ、誠ニ淋シキ事ニ御座候、浪人体ノ輩ハ人家ニ押入り、盜或ハ婦女ヲ劫シ候等ノ次第モ有之由、天草辺ノ無頼人共モ加居候由、何分長・土人ノ最悪ハ言語ニ述へ尽サレ申サス、又攘夷モ弥近日御下知ニナルトノ事ニテ、外国人共ニハアザ笑ヒ居候、知人ノ夷人申

二八、長崎ヤ下ノ關位ノ大砲ハ少シモ恐ル、ニ足ラス、戦争ヲ開キタル上ハ、立派ニ分捕シテ見スヘシナト申シ居候、又軍艦ノ大砲ハ近代發明ノ長彈ノミニテ、是迄ノ円彈ハ一ツモ無之候、小銃モ同様ニテ遠町ニ達シ、先年来ノ仕掛トハ大ニ相違ニ御座候、生麥事件ハ御模様如何ノ向キニ相成候哉、当地ノ形勢ニテハ容易ナラサル勢ニ御座候、又京都ノ御模様ハ、彼我ノ弁識ニ疎キ様ニ存候、兎角一変事有之候上ナラデハ、御目ハ覺メ不申カト奉存候、尚追々探偵ノ事實可申上候云々、^(五)「(事實遺漏ナシ)」

まず傍線①から攘夷をやめない朝廷の方針を知った外国人が上海へ避難する準備を行っていたことが確認でき、稲佐製鉄所で雇用していた外国人については幕府より内達もあつてすでに帰国したのもいた。また残っているものも荷物を船に乗せ、市中の混乱があつたのか艦船にて宿泊する状況であつた。艦船も昼夜蒸籠に火を入れ、大砲も最悪の事態に備えた程であるから、外国人にとつても事態が読めない緊迫した状況と判断して動いたことがここからわかる。

こうした状況下での市井の様子が、傍線③からも確認できる。先に長崎奉行大久保忠恕が市中のものたちなどを避難させる計画をねつたことを紹介したが、実際には家を守る男子のみが残り、空き家同然の状況となつていた。そして流通が麻痺して米穀も無くなつて身分にかかわらず困窮した。こうした状況に追い打ちをかけるように、浪人が長崎に入り込んできた。彼らは人家に押し入り、盗みや婦女を奪うなどした。これらに天草の無頼者が加わつた。このなかには長州、土佐のものもいて、鳥津家の情報として割り引いて考える必要があるが、言葉で表現できないと書き記されるほどのことをする状況だつた。まさしく長崎は無法状態に陥つていたのである。

こうした情報は、佐賀にも伝わつていた。三月一〇日頃大徳寺在留のフランス人が襲われたこと(32)の背景に関して、「右者近来水戸牢人其外土州辺之者も相加り不審ケ間敷者、数拾人市中入込居候取沙汰有之候付、右之者共之所業ニ而者無之哉ニ致風評候故、当時御穿鑿ニ相成候半之由」と、深堀詰下目付・郡奉行は国元へ伝えている。これから

も長崎の混乱した様子がかがえる。

さすがの長崎奉行大久保忠恕もここまででは想像していなかったと思われる。特に浪人の長崎への流入は予想外だったはずである。傍線部②からは長崎奉行が心を痛めているものの手の打ちようがなかった様子が知れる。そしてその状況を中原が、幕威の衰えと捉えていたことは興味深い。

長崎には近隣諸大名の屋敷があつたが、島原松平家国元の日記にも、長崎からの三月二一日付書状の内容として、「一、不穏模様ニ付御屋敷固人数差出候様申越」と記録されている。大名屋敷の維持もままならない状況だったことがわかる。

軍事力に裏付けられた権威で社会の平穩を保っていたので、こうした混乱した状況から脱却するきっかけは、やはり軍事力であつたようである。先行研究によると、四月四日には京都から国元に戻つた鍋島直正が長崎に入つて、長崎警備の見直しを図っている。直正は長崎奉行大久保と面会、その後蔵屋敷に入り、その日のうちに蒸気船に乗つて長崎郊外の神崎沖を巡見して六日に有明海を航海して佐賀へ戻つた。⁽³⁴⁾ 鍋島家が数百人を長崎へ派兵したことを先に述べたが、この直正の長崎入りのあと、神代鍋島家の「日記」同年四月六日条には、「中将様御事、去ル朔日今長崎表異変一件ニ付為御心懸御越被遊候由之処、今六日御帰着被遊候由相聞候由之事 附同所表大分慎りツ容子ニ相聞候也」とある。⁽³⁵⁾ 鍋島直正の長崎入りが、混乱した長崎の安定化に大きな役割を果たしたことが、ここからも確認できる。

第3章 攘夷決行・薩英戦争と長崎の秩序維持

(1) 攘夷決行への長崎の対応

攘夷決行が五月一〇日に決まり、鍋島家へはこれが四月二一日に伝奏坊城俊克から京都留守居を経て、そして佐賀へと伝えられた。国元へ届いたのは五月一日のことで、「外夷拒絶之期限、来五月十日御決定相成候間、益軍政相整、醜夷掃攘可有之被仰出候事」という内容だった。⁽³⁶⁾一方、京都所司代牧野忠恭から京都留守居へ知らせがあったのは同月二三日のことで、内容は「攘夷之儀、五月十日可及拒絶段御達相成候間、銘々右之心得を以自国海岸防禦弥以嚴重相備、襲来候節は致掃攘候様可被致候」であった。⁽³⁷⁾朝廷からの指示は攻撃で、幕府は防御と、両者の攘夷決行時における事態のとらえ方がまったく異なっていたことがここから知れる。

ところで長崎奉行大久保忠恕は、攘夷決行が五月一〇日に決まったことをいつ知ったのであろうか。以外にも、この点に関する意見を述べた論考がない。佐賀は五月一日に知ったことを紹介したが、例えば島原松平家の場合、五月三日に長崎にいた松平勘解由から国元に届いた知らせに「諸家ニ而も追々人数引之趣、内々相聞候由」とあり、「弥穩之儀」と判断できる状況にまで長崎が落ち着いた様子を伝えている。⁽³⁸⁾この時は、長崎奉行大久保忠恕も知らなかったであろう。島原松平家は、四月廿八日に大坂を発った飛脚の知らせが五月七日に国元へ届き、攘夷決行の期限を知った。同時に唐津間役(小笠原家)からの知らせも届いた。こうして得た情報は、松平肥前守、⁽³⁹⁾五島近江守、大村丹後守、⁽⁴⁰⁾黒田篤之允、⁽⁴¹⁾鍋嶋甲斐守へ知らせるとともに、茂木の備えが手薄とみて長崎奉行へ指示を仰ぐ書付を八日付で送っている。

島原松平家から長崎奉行所へは報告した形跡がなく、その逆もなかった。島原松平家は期限が迫る中焦ったに違いない。期限の一〇日には、藩主忠和が業を煮やして長崎奉行へ使者を送っている。⁽³⁹⁾幕府の方針は先に述べたよう

に大名家へ伝わってきたものの、幕藩関係における正規のルートで情報が伝わってきておらず、身動きできない大名の存在があったことをこの事例から知れる。

五月九日、新任の長崎奉行服部常純が蒸気船に乗って長崎に着き、夕方七ツ時（一六時頃）長崎奉行所西役所に入った。⁽⁴⁰⁾この日に長崎奉行が聞役を通じて大名家に指示した内容はずきのとおり、イギリスとの緊張関係に関することで、攘夷決行ではなかった。

一五月九日、長崎御奉行左之通

今度英国軍艦渡来之主意、曲直を正し名義を明にし、随而鎖港之談判ニ可及候間、右段判中は家来下々迄無謀過激之所業無之様能々可申付、時宜ニ寄戦争と相成候節は、一心同力御国威相立候様、前以銘々覚悟可有之候、⁽⁴¹⁾

攘夷の決行日を長崎奉行大久保が知っていれば、当然大名家に知らせたであろうが、これだけということは同日服部常純が長崎に着く前に示したものと考えた方がよさそうである。となると、服部常純が大久保忠恕へ攘夷の決行日を伝えたと考えるべきであろう。

伊藤昭弘が使用した鍋島家の記録「内密書」収載の「長崎奉行取計方之儀ニ付申上候書付」（史料一）によると、五月八日長崎奉行服部常純が長崎に着くと、聞役であろうが鍋島家の家臣と面会している。この後、国元へ送った書付がづきのもので、攘夷に関する情報と長崎に関して以下確認していく。

（史料一）

今九日服部長門守^(常純)当地着仕、不取敢面会仕候処、魯・仏其外国々先年分條約も取結候得共、昨年從朝廷外国和親交易拒絶之詔有之、今般長崎外両港商館凡三十日迄に引払帰国可致、若違背ニおいてハ可及一戦候旨、別紙写之通既ニ当地江も被仰出候趣ニ御座候得共、右御書付到来不仕、然ル処江戸表今去月廿六日急町便一昨七日

到来、攘夷之儀ニ付去月廿一日從朝廷被仰出候趣三港江相達候段申越候処、尚京地江相伺候儀も候間、当地引
| 払之談判も暫く見合置候様可仕旨、是又別紙写之通御書取を以被仰下奉得其意候、一体條約書之儀者江戸表ニ
而各国使節と御取結相成候儀ニ而、三港奉行一手限ニ而取結候儀ニ者無之候間、此度攘夷ニ付各国商人とも引
払之儀も江戸表ニ而各国ミニストル御引合被成、右御引合振私共江御達し相成、各国ミニストル今三港コンシ
ユル今相達し、其上ニ而私共今コンシユール江談判いたし相当之儀与奉存候間、以後攘夷之儀ニ付而ハ、談判
者都而江戸表各国ミニストル江御引合之上、其振合御達し相成候を相待居候而取計可申奉存候、左候ハ、此度
之如く一事両様之御下知ニ相成候様之事無之、可然儀と奉存候、乍併右御引合振之儀も早々御達し無御座候而
ハ手後レニ相成、不都合ニ候間、是亦延引不相成様仕度奉存候、依之別紙写ニ通相添御勘定・御目付方申談、
此段申上候、以上、

五月九日

兩名

(史料一) の差出にある兩名は不明である。ここでの長崎奉行服部常純との応対は、「直正公譜 八」にある五月
一二日条の記録を示した方が理解しやすい。長文であるが、つぎにあげる(史料二)⁽⁴²⁾。なお、この日に長崎奉行から
各大名家の長崎聞役へ①②③の三通が伝えられており、ほぼ同文が複数の大名家の記録にある。⁽⁴³⁾

(史料二)

一同十二日、同断⁽⁴⁴⁾

(徳川慶節)

⁽⁴⁾ 攘夷之儀、水戸中納言殿御委任、五月十日可及拒絶段御達相成候間、其段相心得、在留之夷人早々立退候
様及応接、銘々決戦之致覚悟、御固大名へも可被相達候、

右は去月廿一日、別紙応接大意書をも京都表和泉守殿^(水野忠緒)今被仰渡候、

⁽⁵⁾ 魯・佛・英・蘭・米・葡・李之国々、先年今和親交易願出條約も取結候得共、右は其節之役人共、朝廷伺

幕藩制の揺らぎと長崎

濟不相待取計候儀を其假仕来候処、昨年、自 朝廷外国和親交易拒絶之 詔有之、是迄取計方不宜役人共々々嚴罰相加候間、其方共も長崎・箱館・横濱三港商館、凡三十日迄二引弘一人も不残様帰国可致候、若於違背は可及一戰候条、得其意可申事、

右は大坂表分御達書昨十一日到着二付、速ニ引掃談判可及候処、別紙之通江戸表分兼而被仰越有之、御趣意柄前後矛盾二付、再応大坂表へ相伺置候間、右御下知有之候迄は、外国人共へ引掃之談判之儀先見合置候、尤同所御下知次第早速引掃可申渡候間、右之心得を以、守衛向之儀は嚴重手当可被致置候、

^⑦攘夷之儀二付、去ル廿一日 朝廷分被仰出候趣、和泉守分三港之奉行へ相達候段申越候処、猶京地へ相伺候儀も有之候間、横濱表之談判は少々見合居候様申達候、就而ハ三港一同無之而は御主意ニも致齟齬候二付、其地引掃之談判も暫見合置候様可被致候事、

右は去月廿六日、(松平信義)豊前守殿被仰渡候旨、江府分申来候、為心得相達候、

史料一と史料二を比較すると、①が⑤と、②が⑦とで内容が一致することがわかる。まず①と⑤から確認すると、①によれば⑤の写しはすでに長崎に届いて知るところだったが、この「御書付」を服部常純が持参していたわけではなく、いまだ長崎には届いていなかったのである。これこそが⑤で、五月一日長崎に届いた。⑤は正式な伝達ルートで長崎奉行所へ届いたもので、これを公的なものとして取り扱った。

つぎに②と⑦だが、②の前に「江戸表分去月廿六日急町使一昨七日到来」とあって、⑦の後に書かれた由来と日付が一致する。⑦では長崎に届いた日付がわからないが、②で五月七日に届いていたことがわかる。なお、③の二通とは、①②のことであろうが、「内密書」収載の「長崎奉行取計方之儀二付申上候書付」は編纂記録であって、公的なものである⑤を写したと思われる。そのため「長崎奉行取計方之儀二付申上候書付」には、長崎奉行が大名家に正式に伝えた五月十二日の日付のものを記録したのではないだろうか。

これまでの状況から考えると、長崎奉行所で情報をつかむものの、公的な情報が届かないと正式な情報伝達を大名家にしていなかったことになる。大名家側も情報は得ていたわけで、攘夷決行日を知りながらどうした行動をとるべきか、困惑したことが容易に推測できる。まして⑥にあるように、伝わった情報は矛盾していて現場では判断しかねる状況だった。

島原松平家の場合、この事態に相当焦ったようで、一〇日には藩主忠和が長崎奉行へ使者を送ったことは先に述べたとおりだが、長崎で家臣も情報得ようと努力していた。しかし、五月十三日条には、「今十一日御奉行御着崎二付御模様相尋罷出候處、腹瀉二而難出勤成二付」と長崎奉行服部常純の体調がすぐれず、面会できなかつたのである。切迫した状況でありながら正式な書状が届いていない段階での面会を避け、病を理由にしたのかもしれない。その後のことは、これまで見てきたとおりだが、一二日に長崎奉行から大名家に④⑤⑦が伝えられ、三日後、五月四日に江戸で出されたものが長崎奉行所から長崎の支配者層へ伝えられた。

出嶋町用取扱掛

乙名

阿蘭陀通詞

目附

年番

英夷一条追々及切迫候二付而ハ、模様ニ寄今晚ニも兵端を開候儀も可有之候間、其心得を以人数出致し御警衛場所厳重手当可有之候、尤差図候迄決而卒忽之挙動有之間敷、万一家来下々ニ到迄心得違之もの於有之ハ、厳敷所置可被致候、

右之通海岸御警衛之面々江早々相觸候様大目付御目付令相達候間、得其意不都合無之様可取計候、

幕藩制の揺らぎと長崎

五月四日

右之通従江府被仰下候間得其意支配之者とも可申渡候、尤今一左右御沙汰有之迄ハ当湊滞在之英人共引払等相達候儀二も無之、若非常之場合二到候共市中江ハ於彼方決而乱妨之所業不致候間英軍艦分も申立候二付、市中小前之者共猥ニ動揺不致様能々可申諭候、

亥五月十五日

ここに朝廷が意図した攘夷は、まったく触れられていない。長崎でこの件を知っていたものたちは相当いたはずだが、朝廷の意向が長崎で強調されることはなかったのである。長崎奉行の指示は、あくまでもイギリスとの緊張関係を前提とした江戸（幕府）の考えをふまえた対応であって、長崎市中を動揺させないことに主眼が置かれていたと考えるべきであろう。

（二）大村純熙の「長崎奉行」拜命

幕府が支払いの延期や拒否をイギリスに伝えたことで戦争への機運が高まった。そんななか老中小笠原長行が賠償金支払いを決め、五月九日イギリスに全額支払われた。これによって、幕府とイギリスとの間での戦争は回避された。しかし幕府が直面していた対外関係の課題がこれで解消されたわけではない。先にもふれたが、五月一〇日の攘夷決行が迫っていた。攘夷期限が迫る中、長崎では情報が錯綜して長崎奉行所から大名家に情報を伝達する行為がなかなかできなかったことは先に述べたとおりである。朝幕関係の変化、京都・江戸と長崎の情報伝達スピードの違い、多様な情報伝達手段（蒸気船・帆船・飛脚など）の問題など複雑な背景があったことは容易に想像できるが、攘夷が決行された場所がある。それが下関海峡で五月一〇日に毛利家はアメリカ籍商船を砲撃した。その後、五月二三日には仏籍の軍艦を砲撃した。⁽⁴⁸⁾ こうした情報は、毛利右京亮から長崎奉行服部常純に五月十七日、五月廿

五日、廿九日、六月四日、九日付で知らされた⁽⁴⁹⁾。長崎在香港系割符宿老の記録である「要録」の五月二十八日条には、「二当月十日於下関亜米利加商売船江大炮打掛候由、其後廿二三日之頃フランス蒸気船江も長州分數炮打懸候旨、其噂二而長崎ニ滞在之紅毛軍艦蒸気船引連廿四日当湊出帆致し下関江罷越候旨、風聞有之候事、右一件二而、下関不輕騷動之趣ニ候事」とある。フランス軍艦キャンシャンは、砲撃を受けて長崎に逃れているので、こうした噂が広まったのであろう。

当然同様の知らせは京へも伝えられたが、こうした状況は従来⁽⁵⁰⁾の長崎奉行では務まらないとの判断を幕府にさせた。すなわち、これまでの慣習を破り大名である大村純熙に長崎奉行職を命じた。そしてつぎの史料で分かるが、交代すれば現職の服部を江戸に戻すというのである⁽⁵¹⁾。

公方様益御機嫌能被成御座候間可被心易候、将又其方事、長崎奉行被仰付候付而者、諸事服部長門守⁽⁵²⁾申談、御用向引継相濟候ハ、長門守帰参候様相達候間、可被得其意候、以上、

五月廿六日

板倉周防守

勝静判

水野和泉守

忠精判

大村丹後守殿⁽⁵³⁾

服部常純は長崎奉行に就いて間もない時期であり、長崎滞在中も一か月足らずである。幕府官僚としての能力がいくら高かろうと、もはや外交経験が浅く、地の利もない旗本では毛利家のフランス軍艦砲撃後の事態に対処できないと深刻に時勢を幕府がとらえていたと考えられる。

しかし命じられた大村純熙にとっては、厄介な任務であり、旗本が担っていた職への戸惑いもあったであろう。

従来の研究で言われているように、朝廷と幕府の関係、そして政局に積極的に関わろうとする大名などの動きなど見極め難く、結局持病の脚氣を理由に辞退を申し出た。⁽⁵²⁾幕府の意思がすんなり政策として実現する状況では決してなかったことが、こうした事例からも知れる。⁽⁵³⁾

(3) 薩英戦争後と長崎惣奉行

その後、「八月五日^(六月廿二日)ここでは万事が平穩すぎるぐらいに進んでゆくように思われる。そして、横浜と同じような外国人襲撃についてのうわさが時々あるけれども、彼ら⁽⁵⁴⁾の心には、ほとんど不安らしいものがないように見える。」と記録された状況からもわかるように長崎は比較的安定していた。しかしながら薩英戦争後状況は一変する。

当事者の島津家は薩英戦争後、イギリスとの和平交渉、一方で武器の購入に奔走するが、攘夷に傾倒した者たちは島津家の戦果で勢いづき、外国人居留地のある長崎を目指した。八月の状況は、例えば「十五日長崎市中へ浮浪の徒多勢入込不穩ノ風説有之ニ付警固人数差出方奉行所ヨリ達ス 右ニ付先手中備士大将一手ヲ即刻長崎蔵屋敷へ、後機士大将ヲ浦上へ出張セシメ、且家老大村五郎兵衛、用人江頭準之助、井村三左衛門ヲ藩邸ニ出シ諸事ヲ辯セシム」と大村家の記録には残り、兵力を持たない長崎奉行所が大村家に要請せざるを得ないほど、人が長崎に入り込み治安が悪化していた。この年二度目の無法状態に陥った長崎に、軍事を投入して治安の安定化を試みた。

幕府は事態收拾に、やはり大名家の力が必要であると判断して、今度は大村純熙に長崎惣奉行を命じた。⁽⁵⁶⁾前と異なるのは、これまで存在しなかった職であり、服部常純は長崎に滞在のままであった。従来の体制のテコ入れとして、幕府は新たな職を設けたのであった。

そしてこの時期は、朝廷も動いた。背景には幕府による異国への鎖港談判があつて、八月一二日に諸大名へ行くことを伝えた。つぎの史料から、伝奏から黒田家、そしてそこから長崎奉行、他大名家へ朝廷の考えが伝えられた

ことがわかる。⁽⁵⁷⁾

(九月)
十五日

筑前藩聞役ヨリ廻状

以廻札致啓上候、然ハ先日晦日伝奏野宮宰相中將殿ヨリ別紙之通御達御座候間、右之趣服部長門守様へ被申述候付、今日私相勤申候、此段為御知可得貴意如斯御座候、以上、

九月十三日

久野齊

別紙

松平美濃守^(黒田齊博)

① 於長崎表頃日浪人躰之者多く入込、異船へ取懸候も難計形勢之由相聞候、^② 過日於幕府鎖港之旨評決之旨言上有之候間、方今猥りに打払等暴激之所業有之候而及混雜候故、取押可有之旨

御沙汰之事、

但、若彼ヨリ開兵端候ハ、不及斟酌臨機之所置可有之事、

八月

① から長崎で不穏な動きがあることを朝廷が把握していること側が確認でき、② から、後日幕府が鎖港に関して判断を下すから今の段階でみだりに異国船を打ち払うなどの暴挙に及べば混乱を導くのでこうした動きがあれば鎮圧するようにと命じたことがわかる。朝廷が大名(黒田家)を通じて、長崎奉行、あるいは他大名に意思を伝達しているだけではなく、③をふまえると、軍事指揮権の行使ともとれる判断を、幕府を介さずに行っている点は、幕藩関係を考えるうえでは留意すべきであろう。

おわりにかえて

本稿では、文久三（一八六三）年の日英関係の緊張が高まった時期から薩英戦争後における中央政局の変化や緊張の高まる対外関係が、長崎に与えた影響に関して考察した。

具体的な影響による変化については本文で述べたとおりであるが、改めて強調しておきたいのは、つぎの点である。まず、この時期長崎奉行は対外的危機意識の高まりの中で町人を長崎から避難させるといった、これまでとは格段に差のある町人の保護機能を發揮した。この判断が、浪人などの流入を許してしまったとまでは言い切れないが、長崎奉行も手に負えないほどの無法地帯化した。これを幕威の衰えと感じたのは、中原猶介だけではなかったはずである。

かつて小野正雄が、この時期に関して「幕命と朝命のどちらに従うべきかという二律背反の形で問題が大名につきつけられたのは、尊攘派が朝廷の意思を左右し、朝廷から諸藩へ直に勅命が下るようになった文久期からであった」、あるいは外国船砲撃の大名家間の対立に「勅命と幕命とのいずれに従うかをめぐって、領主階級の内部対立が生み出され、幕藩権力が分裂の危機にさらされはじめた」と指摘した⁽³⁸⁾。本稿で明らかになった点はこの指摘を補足するものである。

つぎに幕府権力による長崎統治体制について、これは長らく老中―長崎奉行（旗本）のもとで機能した。家茂が三月四日に参内した際、事柄によっては朝廷から諸藩（大名）に沙汰するとされたが、幕臣にまで直接指示をするとはなるとまでは幕府に伝えられてはいない。そのためなのか、朝廷から幕臣である長崎奉行宛で直接指示したことはない。例えば、文久三年六月七日朝廷は諸大名へ外国船を砲撃しなかったことを非難し、長州を援助して外夷を退けるように命じた。また、同月二九日にも、外夷は二念なく打ち払うように朝命を伝えた⁽³⁹⁾。これらは、長崎奉行へは

伝わっていない。第三章で紹介した事例も黒田家宛の朝廷の意向が長崎奉行に伝えられたにすぎないのである。ただ、こうした行為も長崎統治体制の権力編成を揺るがした。

当時の幕府権力による長崎統治の課題は、有事対応の体制見直しと無法状態の改善であった。これに中央政局の影響、つまり朝廷の関与もあった。もはや老中―長崎奉行(旗本)のもとでの長崎統治体制にこうした課題を解決する力はなく、幕府は大村純熙へ長崎奉行、そして長崎惣奉行につくように命じた。こうした幕府の判断は、従前の幕府権力による統治が限界にあることを感じていたからであり、新たな体制で課題を克服する意図があったからである。しかし、幕府による長崎統治体制再構築の試みは、大村純熙の辞任で失敗に終わった。こうして再び、幕府は新たな長崎統治体制づくりに取り組んでいくことになるのであった。

註

- (1) 佐藤隆一『幕末期の老中と情報』(思文閣出版、二〇一四年)、三谷博『維新史再考』(NHK出版、二〇一七年)ほか。
- (2) 例えば小野正雄『幕藩権力解体過程の研究』(校倉書房、一九九三年)、木原溥幸『幕末期佐賀藩の藩政史研究』(九州大学出版会、一九九七年)ほか。
- (3) 『日本史研究』五三九号、二〇〇七年。
- (4) 『佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要』第二号、二〇〇八年。
- (5) 宮地正人『幕末維新期の文化と情報』(名著刊行会、一九九四年)、同『幕末維新期の社会的政治史研究』(岩波書店、一九九九年)、同『幕末維新像の新展開』(花伝社、二〇一八年)ほか。
- (6) 『薩摩とイギリス―海が結んだ絆―』(尚古集成館、二〇一一年)。
- (7) 石井寛治『近代日本とイギリス資本』(東京大学出版会、一九八四年)。J.M長崎代理店の資格を持つグラバー商會が、長崎奉行から大量の大砲弾薬の注文を受けたのは、一八六五年四月。

幕藩制の揺らぎと長崎

- (8) 老中・長崎奉行のもとに町年寄などの地役人がいて、有事に際しては大村家が市中の治安維持にあたり町を統治する。また、長崎港の警備に関しては黒田家・鍋島家が担い、島原城主、唐津城主が事案によって関わるが、有事の判断や大名の兵力動員など長崎奉行の指示によるものであった。ここではこれらの総称として使用する。

(9) 去月^(正月)廿七日

伝奏坊城大納言殿今依御達大坂藏屋敷江差置候家来之者罷出候処、就蛮夷之儀深被惱
宸襟之處、報国尽忠之厚志有之由達
謁聞

御感之御事二候、尚

皇国之御為抽丹誠自国海岸并長崎市中等防禦嚴整可有之、且

帝都近海非常之節御警衛之 御沙汰茂候事早々上京可致旨

勅諭之御書付頂戴之難有仕合奉存候、此段以使者申入候

大村丹後守使者

二月 松添祐左衛門

「文久三年 御用留」長崎歴史文化博物館収蔵。

- (10) 「直正公譜 八」『佐賀県近世史料第一編第十一卷』佐賀県立図書館、二〇〇三年、三一八頁。
- (11) 前掲「直正公譜 八」『佐賀県近世史料第一編第十一卷』三一九・三二〇頁。
- (12) 『幕末対外関係と長崎』（吉川弘文館、二〇一八年）の第二部第四章。
- (13) 「御在城 日記 文久三年亥五月」（慶應義塾大学メディアカルセンタ―、島原A一五〇）五月十四日条。
- (14) 鍋島報効会（佐賀県立図書館寄託）、鍋島〇二三 三四。佐賀県立図書館のコピー版を利用。
- (15) 前掲「直正公譜 八」『佐賀県近世史料第一編第十一卷』三一九頁。なお、直正の願いは同月二八日に聞き入れられ、翌日帰国している（前掲伊藤昭弘「文久三年の佐賀藩」）。
- (16) 『鹿児島県史料 忠義公史料 第二卷』鹿児島県、一九七五年、三四五頁。
- (17) 『九葉実録 第五冊』大村史談会、一九九七年、二二四頁。

- (18) 『小城藩日記』にみる近世佐賀医学・洋学史料(後編)(佐賀大学地域学歴史文化研究センター、二〇一〇年)二二五
五〜二五八頁。こうした鍋島本家の動きは、神代鍋島家へも伝わった(文久三年 日記)(長崎歴史文化博物館収蔵、
神代一九三 一八四)三月十四日条以降。
- (19) 「文久三癸亥年中 要録 第二十番 長崎在番 巨智部忠陽」長崎歴史文化博物館収蔵。
- (20) 奉行所家族ならびに支配向き妻子一同も長崎から彦根へ逃がし、江戸で戦争になれば下野へ行く計画があったようである(「亥三月付深堀詰下目付・郡奉行書状」『文久三亥年内密書付并閉合書等 式冊之内御仕組所』鍋島報效会(佐賀県立図書館寄託)、鍋島〇二三 三四)。
- (21) 前掲「文久三年 御用留」。
- (22) 松尾晋一『江戸幕府と国防』講談社、二〇一三年。
- (23) 前掲『九葉実録 第五冊』二二四頁。
- (24) 『長崎幕末史料大成』開国対策編Ⅰ長崎文献社、一九七〇年、四五〇頁。原資は、享和・文化期に積み立てた銀一四四三貫八七八匁であった。文久四年七月には、この時期物価も高騰して困窮している地役人が多いことから拝借金
の返納期限が一五年に延ばされ、積立のないものは二〇ヶ年賦とした(同前四五五・四五六頁)。
- (25) 前掲「文久三癸亥年中 要録 第二十番 長崎在番 巨智部忠陽」。
- (26) 前掲『長崎幕末史料大成』開国対策編Ⅰ四五〇頁。
- (27) 前掲「文久三年 日記」。
- (28) 前掲「文久三年 日記」三月廿三日条。
- (29) 前掲『鹿児島史料 忠義公史料 第二卷』三五三頁。
- (30) 前掲「亥三月付深堀詰下目付・郡奉行書状」。
- (31) 前掲『鹿児島史料 忠義公史料 第二卷』三五四・三五五頁。
- (32) 前掲「亥三月付深堀詰下目付・郡奉行書状」。
- (33) 「亥三月分日記」三月廿二日条(慶應義塾大学メディアセンター所蔵、島原A一四八)。なお、この史料は島原松平文庫コピーによる。松平家の「日記」の面白いところは、本文に書いた状況だと決して無事とは思えないが、「彼地無事」

と書かれている。

- (34) 前掲伊藤昭弘「文久三年の佐賀藩」。『鍋島直正公傳』（第五冊、侯爵鍋島家編纂所、一九二〇年）二九二・二九三頁。前掲「文久三年 日記」。
- (35) 前掲「直正公譜 八」『佐賀県近世史料第一編第十一卷』三二〇頁。なお、江戸には四月二十八日に攘夷期限の決定とそ
の実行責任者が徳川慶喜であることが伝わった（奈良勝司『明治維新と世界認識体系』（有志舎、二〇一〇年）第II部
第五章）。
- (36) 前掲「直正公譜 八」『佐賀県近世史料第一編第十一卷』三二〇・三二二頁。大村家の場合、大坂で大目付伊澤美作守
から書付が伝わった（前掲『九葉実録 第五冊』二二五頁）。
- (37) 前掲「御在城 日記 文久三年亥五月」五月六日条。
- (38) 前掲「御在城 日記 文久三年亥五月」五月十日条。
- (39) 前掲「文久三癸亥年中 要録 第二十番 長崎在番 巨智部忠陽」五月九日条。
- (40) 前掲「直正公譜 八」『佐賀県近世史料第一編第十一卷』三二二頁。「直正公御年譜地取十二」（前掲『佐賀県近世史料
第一編第十一卷』九七五頁）には、「四月廿二日、幕府御書付」とある。
- (41) 前掲「直正公譜 八」『佐賀県近世史料第一編第十一卷』三二一・三二二頁。
- (42) 前掲「直正公譜 八」『佐賀県近世史料第一編第十一卷』三二一・三二二頁。
- (43) 同文は前掲『九葉実録 第五冊』（二二六・二二七頁）にもある。
- (44) 前に「長崎奉行分左之通」とある。
- (45) 前掲「御在城 日記 文久三年亥五月」。
- (46) 攘夷実行の責任者として徳川慶喜は江戸に向かったが、同月八日神奈川に到着している。当時の江戸・神奈川の状況
については、前掲奈良勝司『明治維新と世界認識体系』第I部第三章を参照されたい。
- (47) 丹羽漢吉校「文久三年 萬記帳」（出嶋町用取披掛乙名）長崎史談会編『長崎談叢 第六三輯』藤木博英社、一九八〇年。
- (48) 保谷徹『幕末日本と対外戦争の危機』吉川弘文館、二〇一〇年。
- (49) 前掲「文久三年 御用留」。
- (50) 前掲「文久三癸亥年中 要録 第二十番 長崎在番 巨智部忠陽」。

- (51) 前掲『九葉実録 第五冊』二二七・二二八頁。
- (52) 外山幹夫『もう一つの維新史——長崎・大村藩の場合——』新潮社、一九九三年、七四～七六頁。
- (53) この時期、長崎奉行の任命については幕府も苦慮したようで、杉浦勝静などは在任七日である(『新長崎市史 第二卷 近世編』長崎市、二〇一二年、二〇二頁)。
- (54) イギリス領事代理 マイバードグニール大佐。
- (55) 有川昭二・門田明・児玉啓介・久木田美枝子・徳見道夫(訳)「史料「薩摩の国際関係」」『鹿児島県立短期大学地域研究 究所研究年報 第五報』一九七六年。
- (56) 前掲『九葉実録 第五冊』二三〇～二三二頁。
- (57) 前掲『九葉実録 第五冊』二三二頁。
- (58) 前掲『幕藩権力解体過程の研究』一九一・一九八頁。
- (59) これを受けての大名家側の動きについては、前掲『幕藩権力解体過程の研究』二四三・二四四頁を参照されたい。

(付記) 本研究は、JSPS 科研費18K00970の助成を受けたものである。